

3月1日から7日は春季全国火災予防運動週間

冬から春は火事が発生しやすい季節です

例年、住宅火災で亡くなった方の原因の約半数は、病气やけがなどで体が不自由であったり、熟睡していて気づくのが遅れたりすることによる「逃げ遅れ」です。また、住宅火災で亡くなった方の大半を65歳以上の高齢者が占めています。

火災が発生した際、警報音でいち早く知らせてくれる住宅用火災警報器を設置することで、早期発見につながり、逃げ遅れを防ぎ、大切な命を守ることができます。

また、住宅用火災警報器の設置は義務化されています。自分自身や家族の命を火災から守るためにも、まだ設置していないご家庭は、早急に住宅用火災警報器を設置しましょう。

◆設置箇所

設置が義務化されているのは

◎すべての寝室

◎階段（1階以外に寝室がある場合）

台所は設置の義務はありませんが、火災の早期発見につながるため、設置しておきましょう。

◆いのちを守る 10のポイント

- 1 寝たばこは絶対しない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 ガスコンロなどを使うときは火のそばから離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く
- 5 ストープやガスコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する
- 6 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 7 部屋を整理整頓し、衣類やカーテンなどは防災物品を使用する
- 8 消火器を設置し、使い方を確認しておく
- 9 避難経路を確保し、避難方法を確認しておく
- 10 地域の防災訓練などへ参加し、地域ぐるみの防火対策を行う

▶詳しくは、熊野市消防本部予防課（☎0597-89-0994）または紀宝分署（☎32-4545）までお問い合わせください。

◆野外での火気使用は細心の注意を

林野火災警報・注意報の運用を開始しています

令和7年2月26日に岩手県大船渡市において発生した大規模な山林火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災警報・注意報」の運用が始まっています。

◆警報・注意報発令時の使用制限

- ◎山林・原野などで火入れをしないこと
- ◎煙火を消費しないこと
- ◎屋外での火遊びやたき火をしないこと
- ◎屋外において危険物や可燃物などの付近で喫煙をしないこと
- ◎山林・原野などで喫煙をしないこと
- ◎残火、取灰または火の粉を始末すること

◆林野火災警報・注意報の発令基準

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	合計降水量と乾燥注意報をもとに発令	「林野火災注意報」の発令および強風注意報が発表されたら発令
規制内容	火気の使用を制限 ※努力義務	火気の使用を禁止
罰則	なし	あり

※林野火災警報・注意報が発令された場合は、町ホームページや防災無線などで、周知および広報を行います。

〜いつといつの時に役に立つ防災情報〜

南海トラフ地震に備えて、「いま」できること

断水に備えて水の確保を

災害 害の発生により断水が起る場合があります。水は飲料用だけでなく、トイレ、洗濯などに利用する生活用水も必要なため、災害時に備え、水を確保しておく必要があります。

①1人あたり1日3リットルの飲料水が必要

飲用、調理などに利用する飲料水の量は、個人差がありますが、1人あたり1日3リットルとされており、最低でも3日分、できれば1週間分の備蓄をしておくことが重要です。

また、身体活動の増加や季節などの影響により必要量が増えることもあるため、可能な限り余裕をもって備蓄を行っておきましょう。
(例) 4人家族で1週間分の備蓄をする場合
4人×3リットル×7日
= 84リットル

②生活用水の確保に雨水タンクを活用

生活用水を確保する方法の1つに雨水タンクの設置があります。雨水タンクは災害時などには生活用水を確保し、雨水を再利用することで水資源を有効に利用できます。
町では以下のとおり雨水タンク設置補助金交付事業を行っています。

③入浴できないと感染症のリスクが増加

災害時に生活用水不足などのため入浴ができないと感染症のリスクが高まります。大規模災害の際は自衛隊による入浴支援なども行われますが、交通渋滞や道路の寸断などにより、すぐに入浴支援を受けられないことも想定して、自身で備えておく必要があります。

自宅や避難先で入浴ができないことによる健康被害を防ぐため、水を使わずに体を清潔に保つことができるドライシャンプー、ボディシートなどを備蓄しておきましょう。

▼詳しくは、役場防災対策課（☎33-0335）までお問い合わせください。



雨水タンクの設置費用を補助しています

【補助額】

雨水タンクの購入および設置費の1/2を補助（1,000円未満は切り捨て）

※上限30,000円

※1世帯につき1回のみ

【対象者】

・居住する住宅が紀宝町内にあり、その住宅に雨水タンクを設置した方

・町税の滞納がない方

【募集件数】10件程度（先着順）

【対象となるタンク】

・100リットル以上の容量で、自宅の雨どいに接続され、地上据え置き型のもの

・商品として一般的に流通しているもの

【申請方法】

住宅の位置図、領収書および内訳明細書の写し、雨水タンクの配置図および設置後の写真を持参のうえ、役場環境衛生課窓口へ申請してください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。